

【R3.5.22 改訂】 スポーツ少年団活動の取扱いについて

感 染 状 況	部 活 動	大 会 参 加	練 習 試 合	備 考 (条件等)
場合 1 県内及び宮城県北 3 市 (栗原市、登米市、気仙沼市) に感染者なし の場合	○	○	○	・ 対外試合の相手方は原則、岩手県内、宮城県北 3 市のスポ少とする。
場合 2 県内 (市・平泉町以外) 及び 宮城県北 3 市に 感染者確認 の場合	○	△	△	・ 大会参加の範囲は、開催場所や参加者居住場所の感染状況等によって、スポ少代表者が判断する。 ・ 練習試合は、感染者が確認された場所を管轄する保健所管内以外に限る (場所と相手方を限定)。
場合 3 市内・平泉町内で、感染者確認の場合であっても、当該校の生徒・教職員に感染者がいない場合	○	△	△	・ 大会参加は、最小限の参加とし、開催場所や参加者居住場所の感染状況等によって、スポ少代表者が判断する。 ・ 練習試合の可否は、当該校の状況等を確認し、スポ少代表者が判断する。
場合 4 生徒・教職員に感染者確認で 臨時休業でない場合 (該当校)	△	×	×	・ 部活動や育成会練習は、感染状況を踏まえて、スポ少代表者が慎重に判断する。
場合 5 生徒・教職員に感染者確認で 臨時休業の場合 (該当校)	×	×	×	

凡例：○＝「可」 △＝「条件付き可」 ×＝「なし」

- 注 1 「感染者確認」の場合は、感染者確認発表日を含め、概ね 5 日間程度 (濃厚接触者の調査に要する期間を想定) の扱いを示したものである。
- 2 宿泊を伴う練習試合やスポ少活動は当面の間行わない。
- 3 大会や練習試合が感染拡大となる事案が発生した場合など、状況を踏まえた判断を優先し、上記表によらず一関市スポーツ少年団本部が別途対応を指示することがある。
- 4 大会参加、練習試合への参加に当たっては、保護者へ周知し、参加の意思確認を行う。なお、不参加の意向についても尊重する。
- 5 合同チームの対応は、上記表に準じてスポ少代表者が判断する。
- 6 本取扱いについては、令和 3 年 5 月 22 日からとする。